

第

4535
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 7月27日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 外貨建MMFに投資した場合の為替差益

Q：外貨預金のドルを払い出し、外貨建MMFに投資しました。為替差益はいつの時点で認識するのですか？

A：外貨建MMFに投資した時点で認識します。

【解説】

所得税では、外貨建取引のことを外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいい、居住者が外貨建取引を行った場合には、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額によりその者の各年分の各種所得の金額を計算するとしています。

そして、お尋ねのように外貨建の預金を払い出して外貨建MMFに投資したというような場合は、新たな経済的価値（その投資時点における評価額）を持った資産（公社債投資信託の受益権）が外部から流入したことにより、それまでは評価差額にすぎなかった為替差損益に相当するものが収入すべき金額として実現したものと考えられることから、その外貨建MMFの投資金額の円換算額とその投資に充てた外国通貨を取得した時の為替レートにより円換算した金額との差額（為替差損益）を所得として認識する必要があるとしています。

なお、外貨建MMFを売却した場合の譲渡所得は非課税となりますが、その譲渡による所得金額を計算する際の外貨建MMFへの投資時の為替レートによる円換算額をその取得に要した金額として所得を計算することになります。

